

ネットとうほく 2019 (検) 第5号-1  
2020年(令和2年)1月23日

〒103-0007

東京都中央区日本橋浜町2丁目19-9

VCTビル4F

株式会社ビューティースリー 御中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40

ブライトシティ柏木702号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体  
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



## 申入書兼照会書

消費者市民ネットとうほく(以下、当団体という)は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に係わる調査、研究、検討を行っている消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士・学識者等で構成している特定非営利活動法人です。平成29年4月25日に内閣総理大臣から、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用等に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

この度、当団体に、貴社が作成しているチラシ及びHP記載の内容について、消費者の誤解を招くものではないかとの情報が寄せられました。

当団体にて検討したところ、問題がある記載であると判断致しましたので、下記の通り申入れ致します。また、チラシ等の記載からは判然としない部分がありましたので、照会致します。

なお、本件に関する当団体の活動、及び内容の公表につきましては、別紙「消費者市民ネットとうほくの「申入れ」等における活動方針と公表ルールについて」に沿って対応させていただきますことを念のため申し添えます。

### 記

#### 1 申入れの趣旨

##### (1) 対象となる記載

貴社が配布するチラシ及びHPに記載されている「今なら9ヵ月0円」との記載(以下「本件記載」といいます。)

##### (2) 申入れの内容

実際には9ヵ月後に当該期間の費用の後払い(クレジット契約)を求め

るものであるのに、あたかも9ヶ月間、月額料金が0円となるような誤解を与える記載であるので改めて下さい。

## 2 申入れの理由

景品表示法は、事業者が自己の供給する商品・サービスの取引において、価格その他の取引条件について、一般消費者に対し、(1) 実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるもの、(2) 競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるものであって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示を禁止しています(第5条第2号、有利誤認表示の禁止)。

本件記載は、目にした消費者にとって、「9ヶ月間0円」とのフォントの大きな書きぶりから、契約月からの9ヶ月間、1ヵ月あたりの施術料金が0円(無料)で通うことができるものと誤解しやすい表示となっています。

なお、直後に『※』による打ち消し表示もありますが、「9ヶ月間0円」と記載されたフォントと比べて明らかに小さい表示であり、見つけることも容易ではありません。この打ち消し表示によっても、一定期間無料となる印象を拭い去るものといえないと思料致します。

従いまして、当団体は、本件記載を実際の取引条件よりも著しく有利であると一般消費者に誤認させるものと判断しますから、景品表示法30条1項2号にもとづき、上記「申入れの趣旨」のとおり、本件記載の改訂を求めます。

## 3 照会について

本件記載につき、「今なら」という吹き出しの記載が存します。この価格設定(9ヵ月後に後払いする契約内容)について、以下の点についてご回答ください。

①この契約内容(もしくはキャンペーン)については、期間を限定して行っているものでしょうか。

②①で限定しているとの回答の場合、開始時期及び今後の終了予定時期

以上の申入れ・照会に対し、本書面到達後2ヶ月程を目処とし、貴社のご対応についてご回答をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上